

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に當る
ときは、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 生活保護法による医療機関の指定
 - 生活保護法による医療機関の廃止
 - 肥料の分析検査の結果の概要
 - 保安林予定森林
 - 解除予定の保安林

告 示

鳥取県告示第四百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社 網濱薬品	鳥取市今町一丁目一〇一	昭和五十年三月二十九日
萩野薬局	川端二丁目二〇六	"
有限会社 五臓田薬局	二階町二丁目二〇七	"

鳥取県告示第四百十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
萩野薬局	鳥取市川端一丁目二〇六	昭和四十七年十二月五日
五臓田薬局	二階町二丁目二〇七	昭和四十一年三月十七日

鳥取県告示第四百二十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年一月から十二月までに収去した肥料の分析検査の結果の概要を同法同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

昭和五十年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百二十一号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡福部村大字海士字高浜八八九の六三五、八八九の六三七

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のおりとする。

（「次のおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字船揚場一九〇四の三、一九〇六、一九〇七（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その関係図書を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）